

○海上保安庁告示第百六十四号

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第九条第三項の規定に基づき、来島海峡航路における通報の方法に関する告示を次のように定める。

平成二十二年七月一日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

来島海峡航路における通報の方法に関する告示

海上交通安全法施行規則第九条第三項の規定による通報は、日本語（日本語を用いることができない場合は、英語）を用いて次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

一 V H F 無線電話

識別信号 くるしまマーチス（K U R U S H I M A M A R T I S）

聴守周波数 一五六・八〇MHz（チャンネル一六）

通信周波数 一五六・六五MHz（チャンネル一三）

一五六・七〇MHz（チャンネル一四）

一六一・七〇MHz（チャンネル二二）

二 電話

○八九八一三一―九〇〇〇

## 附 則

この告示は、港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。